

<学生生活について>

【学生の身分】

(1) 学生証

- ① 学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。求められた場合はいつでも提示できるよう常に携帯し、紛失したり汚損したりすることのないよう、大切に扱ってください。他人に貸したり紛失したりすると、悪用され大きな被害を受けることがあります。万一紛失した場合は、ただちに警察署に届け出、見つからない場合は、再発行しますので、事務局（教務・学生チーム）へ申し出てください。

〔学生証を必要とする例〕

- ・試験を受けるとき、図書館を利用するとき
- ・各種証明書の申請および交付を受けるとき
- ・授業担当教員が特に出席の確認をするために提示を求めたとき
- ・通学定期券・学割乗車券を購入するとき

(2) 学籍番号

学籍番号は在学期間中は変更しません。学内の手続きはすべて、この学籍番号を使用します。

※ 学生証の裏面は図書館利用証となっています。

※ 退学、卒業あるいは有効期限が経過した場合は直ちに返却してください。

【学生への通知、連絡の方法】

通知、連絡は、すべて掲示板に貼り出します。掲示板には、休講、レポート提出試験日程、学生呼び出し等の重要事項が掲示されます。掲示したものは、全学生に周知したものと扱いますので、注意してください。登下校の際は、掲示板を必ず見る習慣をつけるようにしてください。掲示を見なかったことが原因で自らの不利益となるようなことがないように注意してください。

なお、掲示板には、通常の貼り出し掲示板のほか補助的に電子メールを利用したものがありません。

電子メールの利用方法については、授業の中で扱います。

掲示板は教育・研究棟の3階及び4階の学生ロビーに設置しています。詳しくはキャンパス案内図を参照してください。

【学生生活相談】

学生の皆さんの学業、健康、課外活動、奨学金等、学生生活全般にわたる相談を受け付け、支援する総合窓口として事務局があります。

【下宿・アパートの紹介】

事務局窓口で「下宿・アパート台帳」を閲覧してください。

※斡旋ではありませんので、賃貸契約及びトラブルが発生した場合、自己責任において対応してください。

【アルバイト】

アルバイトは学生生活の中では第二義的なものであり、必要最小限に止める必要があります。無計画にアルバイトを行い、学業成績・生活習慣に悪影響を及ぼすことのないよう注意してください。

経済的理由により、アルバイトをしなければ学業を継続できない学生に対しては、学生掲示板（3F）に情報を掲示します。

事務局で情報提供したアルバイトであっても、学生の個人的な役務（労働）の提供となるので、労働条件等については各自が責任を持って対応してください。

ただし、次の職種については事故やトラブルの防止のため紹介していません。

- ア 危険を伴うもの
- イ 教育上好ましくないもの
- ウ 人命に関わるもの（無資格の水泳指導員・監視員、ベビーシッター等）
- エ 求人先・勤務先が遠隔地等のもの
- オ 労働条件が不明確なもの
- カ 人体に有害なもの

【学生教育研究災害傷害保険】

この保険は、大学に学ぶ学生の被る種々の教育研究活動中（正課の授業中、大学主催行事参加中、課外活動中、通学途中の交通事故）の災害事故について、全国的な保障救済の制度として実施されています。

本学においては、入学時に全員が加入しているので、保障対象となる事由（実通院日数1週間以上から対象）が発生した場合は、速やかに事務局（教務・学生チーム）へ連絡してください。

【国民年金の加入】

国民年金は国民共通の基礎年金制度で、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入することになっています。

平成3年4月から、それまで任意加入であった20歳以上の学生も国民年金への加入が義務付けられ、在学中の万一の傷害事故にも傷害基礎年金が保障されます。また、20歳で加入することにより満額の年金が支給されず。手続きは住民票のある市町村で行いますので、青森市内に居住する場合は青森市へ住民票を移してください。詳

細は市役所又は社会保険事務所の窓口へ問い合わせてください。

【健康保険証】

- ① 学内外での傷病に備え、健康保険証（国民健康保険証等）の名称、記号、番号を手帳等にメモしておいてください。
- ② 合宿・試合等の課外活動参加者については、必ず健康保険証を携帯してください。
- ③ 親元を離れて暮らしている学生は「遠隔地被保険者証」の交付を受け、常に携帯するようにしてください。この保険証は在学証明書の交付を受け、保護者加入の事業所等へ提出、請求すれば発行されます。

【その他】

(1) 電 話

学外からの学生個人や学生団体に対する電話の呼び出しや伝言、問い合わせは、緊急連絡の場合以外は取り扱いません。家族や知人に周知してください。

また、学内には公衆電話はありません。

(2) 郵 便 物

- ① 学生個人あての私的郵便物は取り扱わないので、必ず自分の住所へ送付するように周知してください。
- ② 学生団体に対する郵便物は事務局で保管しています。代表者は随時、事務局から受け取ってください。

(3) ロ ッ カ ー

ロッカーは、教育・研究棟2階及び3階と体育館に設置されています。

ロッカーは、春学期に利用者を登録したうえで貸出し、春学期の始めに事務局（学生・就職支援チーム）へ利用申請をすることにより、鍵が貸与され、通年利用できることとなります。また、毎年2月上旬に鍵を返却することとなっております。なお、春学期中に空が出た場合は秋学期始めにも利用申請を受付けます。詳しくは掲示によりお知らせします。 ※貸与された鍵を紛失した場合、弁償していただきます。

(4) CDコーナー（現金自動支払機）

CDコーナーは、交流会館（売店隣り）に設置されています。

利用時間は次のとおりです。

平 日 9：00～18：00

土 曜 日 9：00～14：00

(5) コ ピ ー

コピー機は、2階売店前、3、4階掲示板前、5階出入口付近に設置されています。

(6) 遺失、拾得、盗難

- ① 学内で金銭や物品の遺失、盗難にあった場合、また拾得物があった場合には、ただちに事務局に届け出てください。
また、自分の持ち物には、名前を書く等しっかり自己管理をしてください。
- ② 事務局に届けられた拾得物で、引き取り手のない物については保管後6ヶ月を経過した場合は処分します。

(7) 自動車・自転車通学

最近、運転技術の未熟さ、無謀運転、冬期の路面凍結等による学生の交通事故が多発しています。交通事故は損害賠償を伴うばかりでなく、学業にも悪影響を及ぼし、死亡、卒業延期、就職内定取消等最悪のケースも考えられるので、交通ルールを遵守し運転には細心の注意を払い、安全運転を励行してください。また、任意保険にも必ず加入するようにしてください。

- ① 自動車（バイクを含む）通学により、駐車場（駐輪場）を使用する場合は、必ず使用願を事務局（教務・学生チーム）に提出してください。ヘッドライトの消し忘れや、駐車場内の事故などで連絡する場合がありますので必ず使用願を提出してください。
- ② 自動車・バイクは、指定された学生専用の駐車場・駐輪場を利用してください。事務局入口・教職員及び来客用駐車場、歩道を乗り上げての駐車は厳禁です。
学生駐車場は、キャンパス案内図を参照してください。
また、学生駐車場を利用するうえでのマナー低下が目立ちます。各階出入口前の駐車禁止の場所や他者の迷惑となるような駐車は絶対にしないで下さい。
- ③ 大学構内での交通事故・盗難などについては、大学は一切責任を負いません。
- ④ バイクにも自賠責保険（共済）への加入が法律で義務づけられています。
- ⑤ 校内道路は公道ですので、路上駐車は道路交通法での取り締まり対象となります。
- ⑥ 冬期間の駐車場での夜間駐車や路上駐車は除雪等の障害になりますので絶対にしないでください。
- ⑦ 交通事故を起こした場合は、警察への連絡など運転者としての対応が済んだ後、事務局に連絡して下さい。また、速やかに交通事故報告書を提出してください。

(8) 禁 煙

学内（建物内）は、全面禁煙です。喫煙は屋外の所定の場所をお願いいたします。